令和6年度 只見町任期付職員(高校卒程度/建築)採用候補者試験要領

令和6年度只見町任期付職員(高校卒程度/建築)採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試 験 職 種	建	築		
採用予定人員	1 名	程度		

2 採用予定年月日 令和6年4月1日

3 受験資格 (学歴は問いません。)

● 建築

昭和43年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者、又は令和6年3月 末までに取得見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4)日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4 試験の方法

高校卒程度で次により行います。

- (1) 第1次試験
 - ①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 知識分野20問・知能分野20問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

- ②性格特性検査
- ③職場適応性検査

教養試験終了後、各検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文並びに面接による試験を行います。

5 資格調査

試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6 試験の期日、場所及び発表

区分	期	月	時	間	試	験	場	発	表
第1次試験	令和6年1月	13日(土)	①教養試験 8:5(②性格特性検 11:0(③職場適応性 11:3(※時間は予	查 O~11:20		丁大与 下25		令和5年1 に只見町役 合格者名を か合格者に	場掲示板に 掲示するほ
第2次試験	(試験 第1次試験合格者に対し通知します。								

7 給与及び勤務時間等

任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めない職員と同様に地方公務員法 等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

- (1) 初任給は、本町の給料表によりますが、このほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当 等が支給されます。
- (2) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

8 合格者の採用

- (1) 合格者は最終合格発表日付で職員採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この 採用候補者名簿の有効期間は登録の日から1年間です。
- (2) 採用は令和6年4月1日からとなります。任期は採用された日から3年以内となります。

9 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、只見町役場町下庁舎(総務企画課)及び朝日・明和公民館で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「任期付職員申込書(建築)請求」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、只見町役場総務企画課総務係まで提出して下さい。<u>その際84円切手を貼った自分宛の返信用封筒(長3)の表に赤で「高校卒程度任期付職員試験(建築)申込」</u>と書いたものを忘れず添付ください。申込書を郵送する場合も、<u>同様に自分宛の封筒を同封</u>し、必ず**簡易書留**にて送付ください。(送付先) 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町役場総務企画課総務係 宛て

② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6 cm ×横4.5 cm) 1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、または受験票に 写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和5年11月22日(水)から令和5年12月15日(金)まで(執務時間中に限ります。) 郵便による申込書提出の場合は、令和5年12月13日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

10 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受付時間は厳守のこと。
- (3) この試験に関し不明な点は、役場総務企画課に問い合わせてください。 **役場総務企画課 版0241(82)5210(ただし、執務時間中に限る。)** 郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
- (4) インターネットによるメール等での問合せについては、対応いたしませんので、ご了承ください。